

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について

【総括】

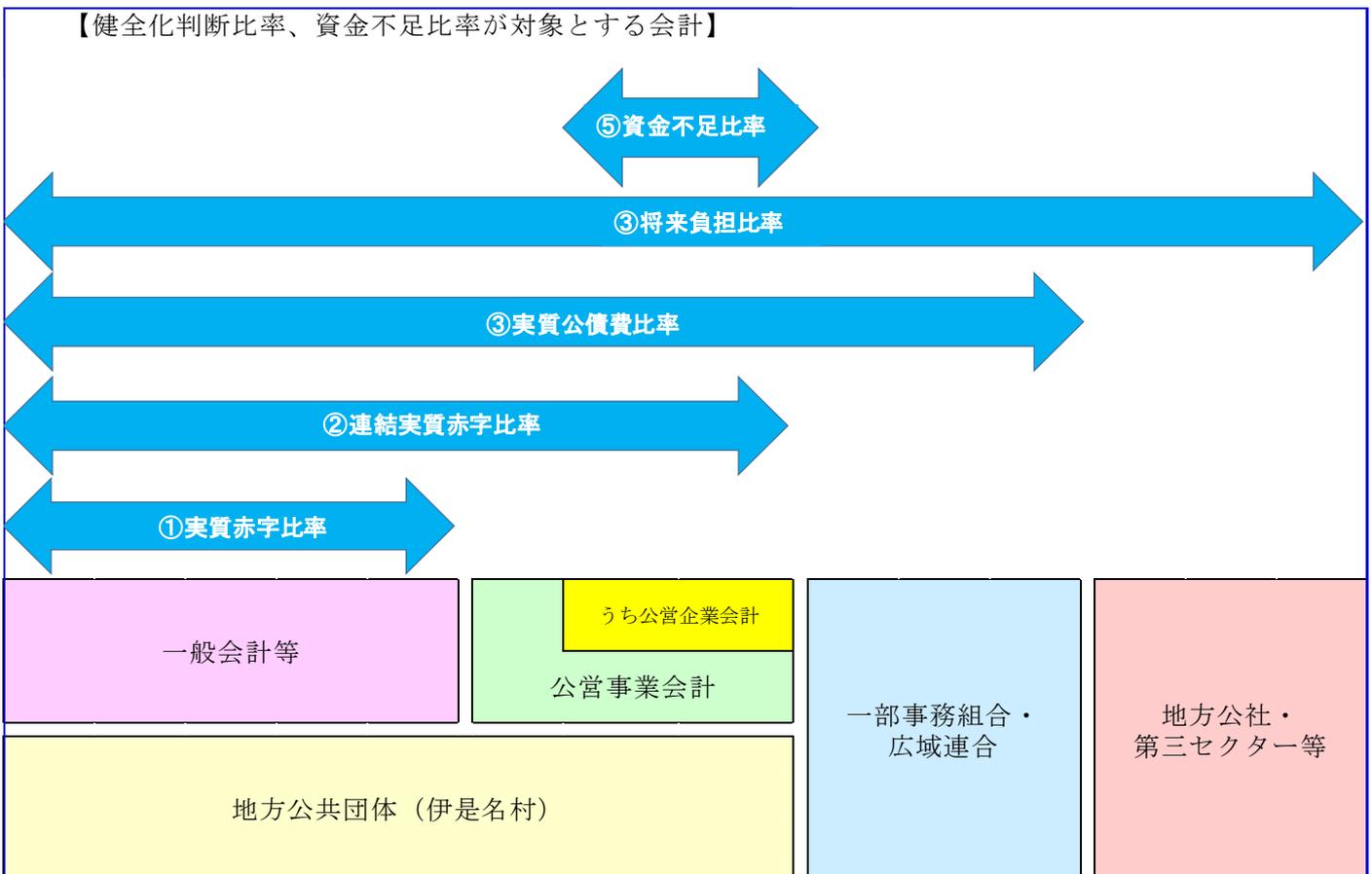
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）」において、地方公共団体の財政の健全性を示す4つの指標が設けられました。

- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- 「健全化判断比率」といいます。

これら4つの指標の健全化判断比率のいずれかが、法令で定める一定基準値以上となった場合、財政健全化計画、又は、財政再生計画の策定が義務づけられます。なお、財政再生計画の策定となった場合には、国等の監督下のなかで確実な財政再建に取り組む事となります。

その他、公営企業（簡易水道事業、船舶運航事業、港湾整備事業、農業集落排水事業）の経営の健全性を示す指標として

- ⑤ 資金不足比率
- が設けられています。



※一般会計等

道路や公園、教育、福祉等を行う「一般会計」の他に、「育英事業特別会計」を含みます。

※公営事業会計

「国民健康保険事業、後期高齢者医療事業」の各特別会計や、公営企業会計に区分される「簡易水道事業、船舶運航事業、港湾整備事業、農業集落排水事業」の各会計を含みます。

※一部事務組合・広域連合

複数の地方公共団体が事務の一部を共同で実施するための組織を指し、「市町村事務組合、市町村交通災害共済組合、北部広域市町村圏事務組合、介護保健広域連合会、後期高齢者医療広域連合会、市町村自治会館管理組合」が含まれます。

※地方公社・第三セクター等

「土地開発公社」を指します。第三セクター等は、その団体が抱えている負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約しているものに限ります。本村はありません。

【本村の概要】

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回る結果となっています。

※資金不足比率も、経営健全化基準を下回る結果となっている。

指標	伊是名村	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率 福祉、教育、島づくり等を行う一般会計等を対象とした赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の財政運営状況を示すものです。	令和2年度	15.0%	20.0%	一般会計等の実質収支は、約3億4千万円の黒字となっています。「—」の表示は、黒字を示しています。
	—			
	令和元年度			
②連結実質赤字比率 公営企業や国民健康保険などの公営事業を含めた全ての会計の赤字の標準財政規模に対する比率で、本村全体としての運営状況を示すものです。	令和2年度	20.0%	30.0%	全会計の実質収支は、約4億3千万円の黒字になっています。「—」の表示は、黒字を示しています。
	—			
	令和元年度			
③実質公債費比率 一般会計等が一会計年度に負担した地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率で、資金繰り状況を示すものです。	令和2年度	25.0%	35.0%	分母である標準財政規模が令和元年度に比べ約6千3百万の増となっているが、毎年度返済している公債費が、前年度に比べ若干増えた事、公営企業に対する繰入金の増により1.2%悪化しています。
	6.7%			
	令和元年度			
④将来負担比率 一般会計等の地方債や将来支払う負担金等の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いか？低いか？を示すものです。	令和2年度	350.0%	/	地方債の現在高が昨年度より約7千7万程の減により、分母の標準財政規模に対し、分子である将来負担額の割合が減となった為、27.8%改善しています。主な要因としては、職員の平均年齢が低いことが上げられる。
	-34.1%			
	令和元年度			
⑤資金不足比率 各公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、一般会計等の実質赤字比率にあたります。	令和2年度	20.0%	/	本村の公営企業会計（簡水、船舶運航、港湾、農業集落排水）が該当します。「—」の表示は、黒字を示しています。
	—			
	令和元年度			
	—			